第七十二条の三第一項中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の三の二　市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2　国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

3　都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二条の四第一項中「市町村は、」の下に「第七十二条の三第一項及び」を加える。

第七十二条の五第一項中「による特定健康診査」の下に「（第八十二条第二項において単に「特定健康診査」という。）」を加える。

第七十四条中「第七十条、第七十二条」の下に「、第七十二条の三の二第二項」を加える。

第七十五条中「第七十二条の三第二項」の下に「、第七十二条の三の二第三項」を加える。

第八十一条の二第九項第四号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

第八十二条中第十二項を第十四項とし、第七項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「医療保険等関連情報」の下に「、事業者等から提供を受けた被保険者に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　市町村及び組合は、前項の規定により被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、被保険者を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

3　前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第八十二条の二第二項第二号中「算定方法」の下に「及びその水準の平準化」を加え、同条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の状況及びその見通しその他の事情を勘案し、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるよう努めるものとする。

第八十六条中「同条第三項から第六項まで、第十一項及び第十二項」を「同条第五項から第八項まで、第十三項及び第十四項」に改め、「の議員」と」の下に「、同条第二項中「被保険者を」とあるのは「都道府県若しくは市町村若しくは組合又は被保険者を」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「同法」とあるのは「それぞれ当該都道府県若しくは市町村若しくは組合が保存している医療保険等関連情報（高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。次項及び第四項において同じ。）又は労働安全衛生法」と、同条第三項中「労働安全衛生法」とあるのは「医療保険等関連情報の提供を求められた都道府県若しくは市町村若しくは組合又は労働安全衛生法」と、「当該」とあるのは「当該医療保険等関連情報又は当該」と、同条第四項中「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する」とあるのは「都道府県若しくは市町村又は組合から提供を受けた」と」を加える。

第百四条中「第七項」を「第九項」に改める。

第百十三条の三第二項中「規定する保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第百十三条の四中「いう。）」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

附則第九条第一項中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

附則第二十二条中「第八十一条の二第九項第四号」を「第八十一条の二第十項第四号」に改める。

附則第二十五条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第三項第一号ニ中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同項第二号ニ、同条第十二項第二号ロ及び第二十項第二号ロ中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第七百三条の五中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。

第七百三条の五の二第一項中「前条」を「前条第一項」に、「同項」を「第七百三条の四第六項」に、「同条」を「、前条第一項」に改める。

附則第三十五条の五中「同条中」を「同条第一項中」に改める。

附則第三十五条の六中「第七百三条の四第六項、第七百三条の五」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項」に改める。

附則第三十五条の七中「第七百三条の四第六項、第七百三条の五」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項」に、「第七百三条の五中」を「第七百三条の五第一項中」に、「この条」を「この項」に改める。

附則第三十六条中「第七百三条の五中」を「第七百三条の五第一項中」に改める。

附則第三十七条から第三十七条の三までの規定中「第七百三条の四第六項、第七百三条の五」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改める。